

委 託 業 務 仕 様 書

委託業務番号	令和 7 年度 第 2801－3005 号
委託業務名称	R7 旧彦根港湾水草除草委託業務
委託業務場所	彦根市 尾末町ほか
履 行 期 間	着 手 契約締結日の翌日から 完 了 令和 7 年 12 月 10 日
業 務 内 容	別紙設計書ならびに図面のとおりに従うこと

共 通 事 項

第 1 条 本委託業務の履行にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書(令和 6 年 4 月滋賀県)」(以下、「共通仕様書」という。)および「一般土木工事等共通仕様書付則 (令和 6 年 4 月滋賀県土木交通部)」(以下、「付則」という。)に準ずるものとする。
ただし、共通仕様書および付則との重複事項は、本仕様書によること。

第 2 条 本委託業務は、彦根市委託業務契約約款を遵守し、1. 本仕様書、2. 設計書(内訳書)、3. 設計図面、4. 共通仕様書および付則により完全に履行すること。なお上記相互間に相違がある場合の優先順位は記載の順序とする。

特 記 事 項

第 1 編 共通編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1-1-1-1 適 用

滋賀県が定める共通仕様書の第 1 編 1-1-1 適用 第 1 項において、発注者「滋賀県」を「彦根市」、「工事」を「業務」または「作業」、「受注者」を「受託者」と読み替えることとし、彦根市が発注する委託業務に適用する。

また、付則においても同様に適用する。

1-1-1-7 工事用地等の使用

2. 用地の確保

必要とする営繕用地等は受注者において準備・確保し、監督員へ報告すること。

1-1-1-8 工事の着手

業務の現場着手前には監督員に報告すること。

1-1-1-23 施工管理

3. 標示板の設置

工事標示板については、工事必携および滋賀県の設置基準によるものとするが、請負額を併記し、監督員の承諾を得ること。

なお、変更契約の都度請負金額の書き換えは行わないものとする。

5. 周辺への影響防止

既設構造物等に影響が生じた場合は受注者の責任において対応すること。

1-1-1-26 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

作業の安全管理および作業に伴う通常の交通管理について、各作業時に必要な保安施設及び交通整理員の配置は受注者の責任において行わなければならない。

5. 第三者の立入り禁止措置

夜間及び休日等、作業休止・停止期間は施工範囲を最小限に縮小するとともに必要に応じ防護柵等による締切、照明灯、表示看板類を設置すること。

16. 地下埋設物等の調査

施行に伴う、地下埋設物等管理者等（道路管理者・電力・上下水道・ガス・通信・その他）との連絡調整は、受注者にて行い、各機関と支障の無いようにすること。

1-1-1-30 環境対策

（環境に関する工事現場管理）

機等の運転に際しては植栽等に細心の注意を払うこととし、必要に応じてシート等で防護すること。

1-1-1-32 交通安全管理

（交通誘導員）

施工状況や付近の交通状況により必要な時は適切に誘導員等を配置すること。

（交通規制）

交通規制のある場合は、14日前までに監督員に報告すること。

道路保安施設設置基準(案)および施工に応じ歩行者及び車両等の迂回路ならびに出入口等が必要な場合は、保安施設類及び必要な仮設の設置を適時対応すること。

なお、設置について変更の対象としない。

（関係者への周知）

通行規制を行う箇所については、迂回路、工事期間、請負人名および施工主体名等、道路使用許可条件に付された内容を明示し、特に緊急連絡体制や夜間照明施設の保安体制を監督職員に提出すること。

1-1-1-35 官公庁等への手続等

5. コミュニケーション

工事着手前に自治会および周辺住民ならびに関係者への工事案内ならびに道路利用者等への周知を徹底すること。

本作業区域は、港湾区域であり漁業や外来魚駆除、学校の漕艇部の練習等により小型船舶等の航行があり、釣り客も多数存在するため、作業実施の7日前には予告看板を設置し周知すること。

1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

2. 休日又は夜間の作業連絡

自治会等関係者の承諾を得るとともに、必ず事前に休日作業届けを提出し、作業内容等について監督職員の承諾を得てから着手すること。

なお、休日作業届けは作業を行う休日の前々日までに提出すること。

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第10節 仮設工

3-2-10-17 防塵対策工

1. 一般事項

作業車両等の使用による周辺道路への土砂等(水草・濁水)の引きずり等に注意し、路面等を汚損した場合は直ちに道路管理者と調整の上、請負人の責任において清掃等の対応を行うこと。

3-2-10-18 汚濁防止工

1. 汚濁防止フェンスの施工

作業区域下流に汚濁防止フェンスを設置し、濁水および水草・ごみ等の流下を防止し、下流域や琵琶湖へ影響を与えない様に努めること。

第6編 河川編

第2章 浚渫（河川）

第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）

6-2-5-1 一般事項

1. 適用工種

同節内の「3.待避場所の確保等」「4.支障落下物の除去」「7.河水汚濁対策」について準拠する。

第8章 河川維持

第11節 除草工

6-8-11-1 一般事項

水草除草

1. 施工方法は水草刈取船を使用するものとし、端部等の機械による作業が困難な箇所は人力による補助作業を行うこと。
2. 作業に伴い引き上げた一般廃棄物等は現場内で除去し、適切に処分すること。
3. 刈取した水草は本市、観光交流課所管地（松原町字網代口 1435 番地 100）に仮置きし、水切り・乾燥等させたのち処分先である「彦根市清掃センター」へ搬入すること。
4. 彦根市清掃センターへの、搬入は4回/日（午前2回、午後2回）を標準とする。
5. 仮置き場および処分先への搬入は、各施設管理者と調整し、監督職員と協議のうえ搬入計画書を作成し、各施設管理者へ提出すること。

なお、清掃センターでは、家庭ごみ収集車および一般の搬入車を優先し、職員の指示に従うこと。

その他

付則ー共通ー（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）について

彦根市においても通報制度を導入しているため以下の通りとする。

- ・「滋賀県」および「県」を「彦根市」、「警察」および「所轄警察署」を「彦根警察署」と読み替える。
- ・通報書は彦根市版とする。

その他

- ・各対応等は写真ならびに文章等で記録し、監督員へ報告すること。
- ・不明な点があった場合は、速やかに監督員と協議すること